

役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は社団法人日本イベント産業振興協会の定款16条ただし書きに関し、常勤役員（以下「役員」という。）の報酬について必要な事項を定める。

第2条（報酬）

役員報酬は年俸制とし、その額は会長が定め理事会の承認を得るものとする。

2. 役員給与月額、前項の年俸を12で除して得られる額とする。
3. 前項給与の締切期間は当該月の1日から月末までの1月とする。

第3条（給与の支給方法）

役員給与は給与月額から法令の規程により、控除すべき額を控除した残額を毎月25日に支給する。

第4条（通勤手当）

役員に通勤手当を支給する。通勤手当の支給方法および支給額は職員通勤手当規程に準ずる。

第5条（月の途中で就任、退任した場合等）

新たに役員となった者には就任の日から給与を支給する。

2. 役員が辞任または任期満了によりその職を離れたときは、その日まで給与を支給する。
3. 役員が死亡したときは、その遺族にその月までの給与全額を支給する。

第6条（慶弔金）

役員に対する慶弔金の支給は職員慶弔規程に準じて取扱う。

第7条（改廃等）

この規程を改廃する場合は理事会の承認を得なければならない。

付則、この規程は平成17年9月30日より施行する。

役員報酬規程 別表

役員報酬規程第2条第1項で定める役員報酬額は次の通りとする。

年額 9,000,000円 以下とする。